

家庭ごみ有料化の導入に関する市民意見公募 (パブリックコメント)の実施について

実施主体：藤沢市廃棄物減量等推進審議会

循環型社会の形成を目指し、ごみの発生抑制及び持続的なごみ減量を構築するために、家庭ごみ有料化(可燃ごみ及び不燃ごみ)の導入について、市民の皆様からのご意見(パブリックコメント)を募集します。

藤沢市廃棄物減量等推進審議会では、「藤沢市における廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等を進めるため、ごみ処理有料化の導入について」藤沢市長から諮問(2004年11月10日)を受け、2004年11月から審議を重ねてまいりました。最終的な答申は2005年10月頃までにとりまとめる予定ですが、今後の審議の参考にさせていただくため、広く市民の皆様からのご意見を募集いたします。

1 意見等を提出できる方

市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体。
パブリックコメントに係る計画等について利害関係を有する方。

2 意見等の募集期間

7月25日(月)～8月23日(火)(必着)

3 資料の閲覧方法

「家庭ごみ有料化の導入について」についての審議状況等については、市役所本館1Fの市政情報コーナーで閲覧できます。

4 意見等の提出方法

「家庭ごみ有料化の導入について」と記載のうえ、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、事務所または事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)、在住、在勤、在学、利害関係者の別を明記し、次のいずれかの方法によりご提出ください。

なお、電話でのご意見の受付及びご意見に対しての個別回答は、いたしかねますのであらかじめご了承ください。

(1) 郵送 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所環境管理課内
藤沢市廃棄物減量等推進審議会事務局

(2) 直接持参 藤沢市役所 環境管理課 藤沢市朝日町1-1(午前8時30分～午後5時15分)
環境事業センター 藤沢市稲荷4-1-7(午前8時～午後4時45分)

(3) ファクシミリ FAX番号 0466-29-1352

(4) インターネット 藤沢市ホームページURL：<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

>パブリックコメント>パブリックコメント手続の実施状況等>家庭ごみ有料化の導入について>インターネットによる提出

5 意見等の公表

受付をした意見等につきましては、意見等を類型化し、審議会の考え方を付して公表します。

6 問い合わせ先

藤沢市廃棄物減量等推進審議会事務局 藤沢市役所 環境管理課 0466-50-3529

「循環型社会の形成を目指し、ごみの発生抑制及び持続的なごみ減量を構築するためのごみ処理有料化の導入について」

ごみ処理有料化に向けて

当審議会では、市長からの諮問をうけ、「ごみ処理有料化について」の審議を重ねて参りました。藤沢市が将来にわたって快適な住環境を確保していくためには、ごみの再資源化や再利用を継続して行い、できる限りごみとしての処理量を減らすことの重要性を再確認するとともに、今後はごみ自体の発生抑制を推進するための施策展開が不可欠であることを認識することが必要です。また、これらの施策を一体的に実施することにより、ごみ焼却量の減少や最終処分場の延命を図るべきものと考えております。

このような観点から、今後のごみ処理については自治体のみでの責任において行うのではなく、ごみの排出者(市民及び事業者)としての責任分担を明確にし協力を求めていくことが重要ですが、ごみ処理有料化の導入に関しては、現在のごみ処理に関する業務内容を十分に精査するとともに、広く市民の意見を聴取する必要があると判断し、ここに市民意見公募(パブリックコメント)を実施するものです。

今後については、市民・事業者及び行政が果たすべき責任を再認識し、相互の連携や協力を図りながら減量化・資源化を推進し、藤

沢市のより良い環境の保全が図られることを望むものです。

1. 藤沢市における現状と課題(藤沢市発行「平成16年度清掃事業の概要」及び審議会資料より抜粋)

(1) 減量・資源化政策

藤沢市では、経済の高度成長とともに人口も増加し、それに比例しながらごみ量も増加の一途をたどってきました。また、量のみならず、質的にも大きく変化してきたことによって、焼却施設や破碎施設の整備を行うとともに、焼却残さ等を処分するための最終処分場を設けてきました。

一方では、増え続けるごみを施設の建設によって対応するだけではなく、ごみの発生を抑制する、また、ごみを再利用するという観点から、様々な発生抑制及び減量・資源化政策を市民とともに展開してきました。

昭和53年に缶、びん、紙類等の資源物の収集を開始し、平成3年には市民が手軽に生ごみを処理(堆肥化)できるコンポスト容器の購入助成を開始しました。

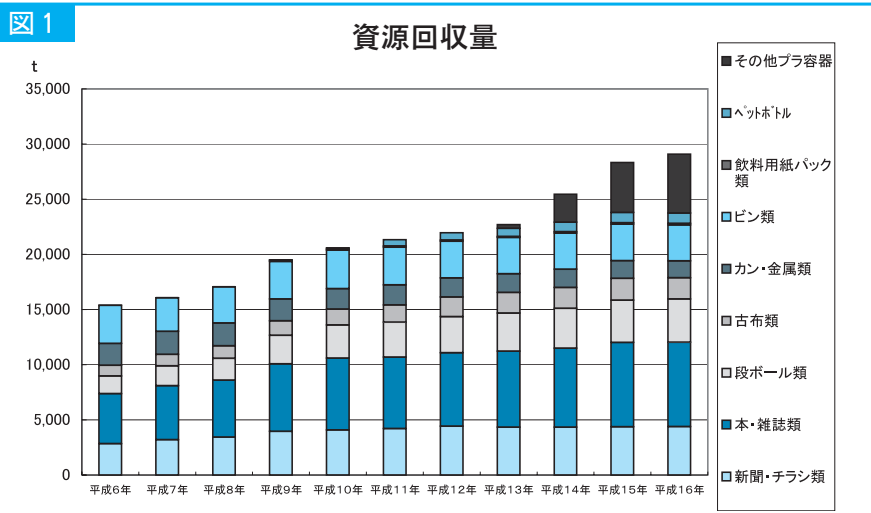
翌年には、排出抑制をコンセプトに大型ごみの有料化収集が

実施され、その後、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別・資源化等が実施されてきました。(表1参照)

これらの施策から資源物の回収量は着実に増加し、(図1参照)資源物以外の処理すべきごみ量は横這い状態を保っており、一定の成果を上げてきていますが、藤沢市環境基本計画の実効性の確保や、新たな最終処分場の設置は用地の確保等極めて困難なことから、更なるごみ減量・資源化政策をすすめることが肝要と考えられます。

表1 これまでの主な減量施策(平成9年度以降)

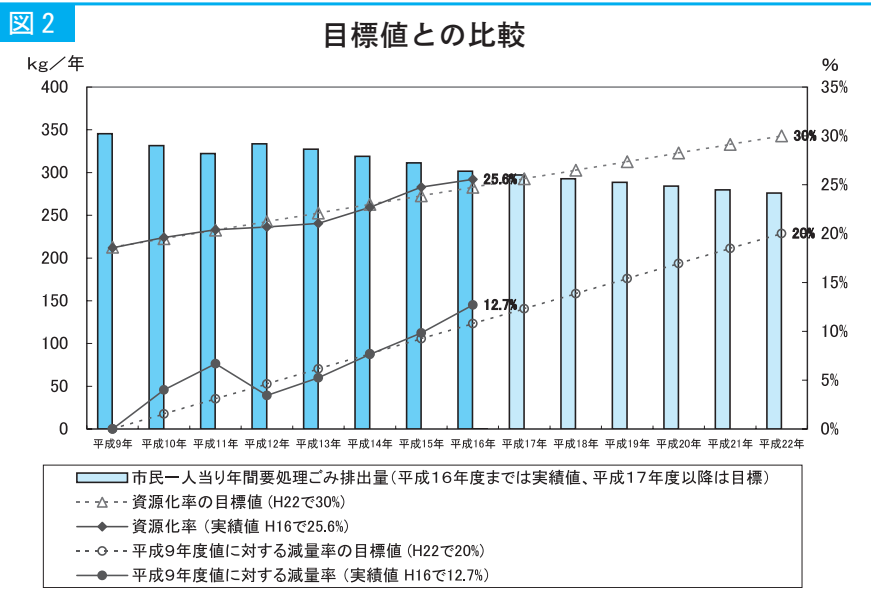
- 平成9年度**
 1, 可燃ごみ、不燃ごみの排出袋を半透明、透明袋に切り替え。
 2, 飲料用紙パックを資源追加品目とし、拠点収集を資源ステーションでの収集に切り替えた。
 3, ペットボトルのモデル地区収集を市内の10%の地区で開始。
 4, 剪定枝葉のチップ化施設を設置し、公共事業から発生する剪定枝葉の資源化開始。
- 平成10年度**
 1, ごみ処理手数料の見直し。(持ち込みごみを10円/kgから16円/kg)
 2, ペットボトルのモデル地区収集を市内の20%の地区に拡大。
 3, 家庭用電動生ごみ処理機の購入補助開始。
- 平成11年度**
 1, ペットボトルの収集を市内全域に拡大。
- 平成13年度**
 1, ざつ紙の資源分別回収を開始。
 2, プラスチック製容器包装のモデル地区収集を市内の20%の地区で開始。
 3, 「藤沢市開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導要綱」を一部改正し、堆肥型大型生ごみ処理機やディスポーザ排水システムの設置を促す行政指導を盛り込んだ。
 4, 家電リサイクル法開始に伴い、家電4品目を大型ごみから除外。
- 平成14年度**
 1, プラスチック製容器包装の収集を市内全域に拡大。
- 平成15年度**
 1, 家電リサイクル法対象外の家電品の資源化を開始。
 2, パソコンリサイクルシステム開始に伴い、パソコンを大型ごみから除外。
- 平成16年度**
 1, プラスチック製容器包装の収集を隔週収集から毎週収集に変更。
 2, オートバイのリサイクルシステム稼働により、オートバイを大型ごみから除外。



(2) ごみ排出量及びごみ処理経費の現状

① 環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に示された目標値とその比較

環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画では、平成22年度の市民一人あたりの排出量を、平成9年度の値に対して20%減量し、資源化率を30%以上とすることをしています。

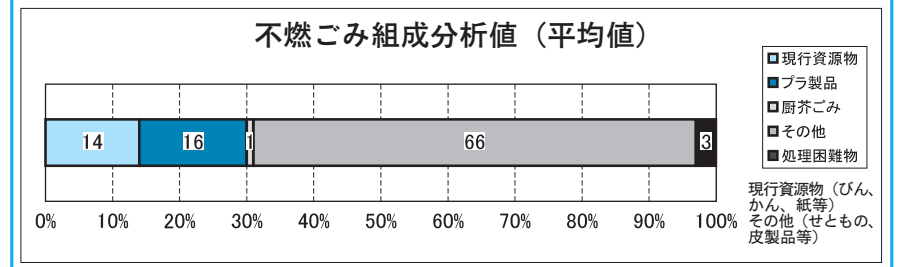
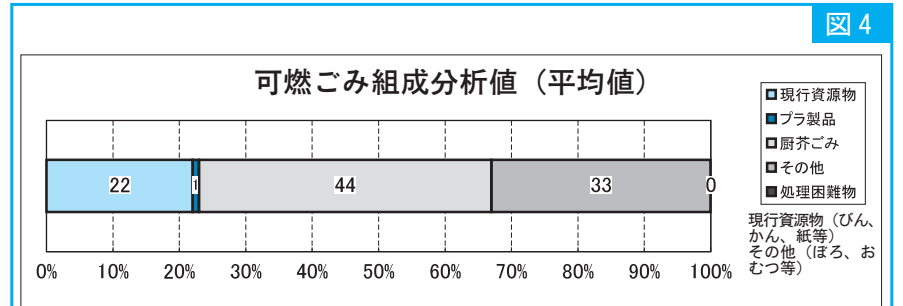
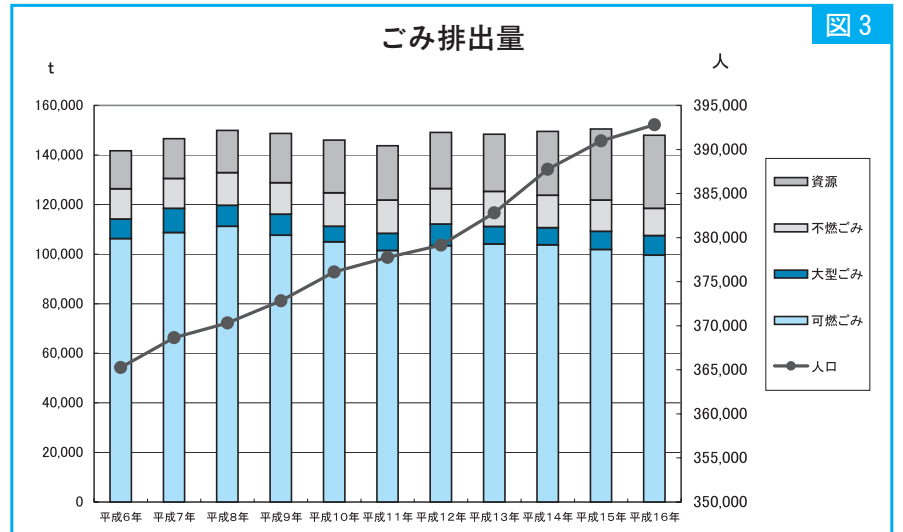


平成16年度には資源化率が25.6%、減量率が12.7%になりましたが、平成22年度の目標値に向けて更なる減量が必要となります。

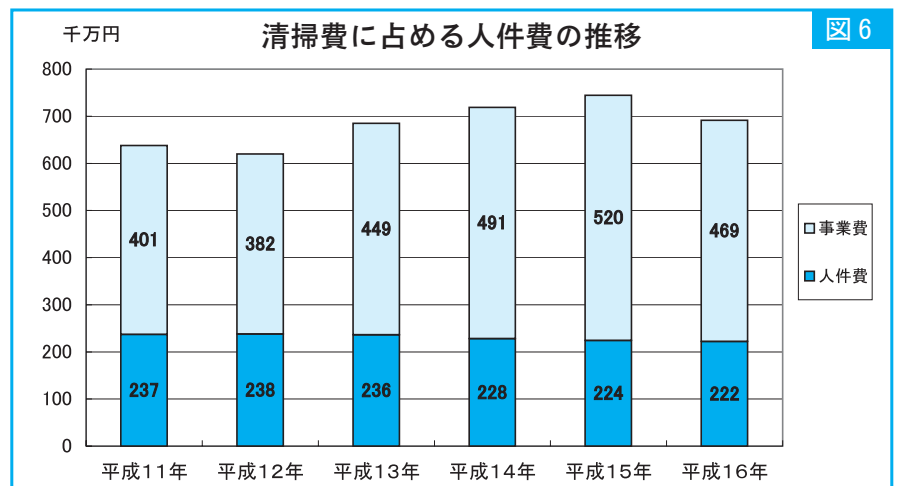
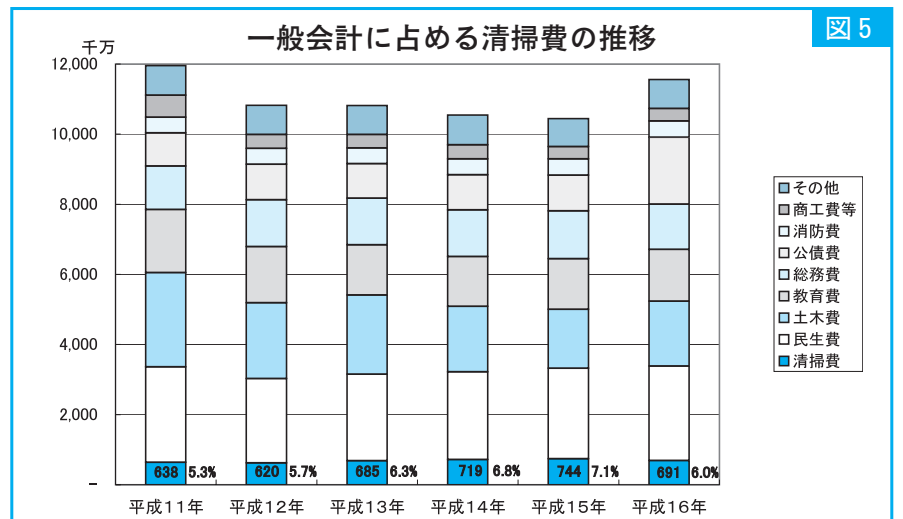
② ごみ排出量

人口は一定の割合で増えておりますが、総ごみ量について平成8年度から11年度まで減少しました。しかしながら、平成12年度以降横ばい状態にあります。(図3参照)

また、一部地区での分析の結果、可燃ごみの約22%、不燃ごみの約14%の資源物が含まれています。(図4参照)



③ 清掃関係費決算額及び一般会計に占める割合



平成13年度以降の清掃費の増加理由は、焼却施設の老朽化により整備費が増加したものです。特に平成14年度～平成15年度は、北部環境事業所の2号炉の集じん設備の更新を実施したことによるものです。

プラスチック製容器包装の資源化等の新規事業を展開する一方、人件費については、退職者の不補充や民間委託の拡大などにより抑制しています。

2 ごみ処理有料化に係る根拠法令等

(1) 地方自治法第227条

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の業務で特定の者にするものにつき手数料を徴収することができる。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(改正 平成17年5月26日 環境省告示43号)

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割 (3) 地方公共団体の役割

～略～

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである。

3 ごみ処理有料化に係る基本的な考え方

ごみ処理有料化が実施された場合

- ごみの発生抑制及び減量・資源化の効果が図られる。
- ごみの排出量に比例した公平性(応分の負担)の確保が図られる。

4 ごみ処理有料化に係る基本的な手法

- 家庭系ごみと事業系ごみの分離を図り、原則として事業系ごみについては事業者責任で処理する。両者のごみが混在しないようにするため戸別収集を実施する。
- 家庭系ごみのうち有料化の対象とするごみは、焼却・破碎等の処理が必要なもの(可燃ごみ及び不燃ごみ)に限定し、資源物については現行どおりとする。
- 有料化に係る手数料の徴収に関しては、運営・事務コストに配慮し、最大の費用対効果が得られるシステムを採用する。

5 ごみ処理有料化におけるメリット

- ごみの減量・資源化の促進
ごみ処理(収集から処理まで)を有料化することによって、ごみを極力少なくしようという意識が働くことから、減量化・資源の分別が期待されること。
- ごみの排出に係る負担の公平化の導入
現在の制度では、コンポスト等による減量やマイバッグ持参による買い物、または過剰包装を断り、ごみを出さない工夫等をする市民とそうでない市民とのごみ処理に係る負担の差がないため、不公平感が存在しており、有料化により負担の公平化を図ること。
- 地球温暖化対策と最終処分場の延命化
有料化・戸別収集導入に伴って、ごみの発生抑制及び減量・資源化が促進され、ごみ排出量が減少すると想定されるため、焼却時に発生する温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化の対策となるとともに最終処分場の延命化につながる。

(4) ごみ集積所に係る諸課題の解決

現在のごみ集積所に排出する方法では、ごみ集積所の維持管理に係る問題、カラスの被害や分別していないごみ及び道路交通上の支障等の諸問題が生じているため、戸別収集(戸建て住宅は各家庭ごとに収集、集合住宅は集合住宅ごとに決められた集積場所で収集する)を実施することにより、諸問題の解決が図られること。

6 ごみ処理有料化に係るデメリット

- ごみ処理有料化に伴う新たな不法投棄の発生
ごみ処理(収集から処理まで)に費用が発生することから、ルールを無視したごみ出しが増える恐れがあること。
- ごみ処理有料化に伴う自家焼却等の発生
ごみ処理(収集を含む)に費用が発生することから、安易な自家焼却等が発生する恐れがあること。(野焼き等による廃棄物の屋外焼却は、廃棄物処理法及び県条例により禁止されています。)

7 ごみ処理有料化に係る留意点について

- 行政が留意すべき事項
 - 市民との合意形成について
市民の有料化に対する意見や要望等を十分に聴取し、有料化・戸別収集に対する市民の理解を得ることが必要であること。
 - 業務の効率化について
ごみ処理有料化(戸別収集の実施を含む)にあたっては、業務の効率化、省力化等、経費削減の努力を十分に行うことが必要であること。
 - ごみ処理手数料の額の設定について
ごみ処理有料化を実施する場合には、生活に過度の負担を生じることのないよう留意すること。特に生活弱者への配慮やこれまでの市が実施してきた環境に配慮した政策との整合性を図ること。
 - 事業の充実について
ごみ処理有料化に併せて、更なる発生抑制及び減量・資源化等の施策を充実させ、普及に努めること。
- 事業者が留意すべき事項
 - 事業者の自己処理責任について
事業者は自ら排出する廃棄物の処理を自らの責任をもって行なうこと。
 - 事業者の減量化及び資源化について
事業者は、物の製造や加工及び販売等に際して、長期の使用が可能となるような製品等の開発や修理等の体制を確保すること。また、販売に関しては、過剰包装や量り売り等ごみの発生抑制に努めること。
- 市民が留意すべき事項
 - 減量・リサイクルの推進について
市民は自らの排出するごみについて、排出者責任を自覚し、可燃ごみ・不燃ごみ・資源・大型ごみ等確実な分別を行い、発生抑制及び減量・リサイクルの推進に努めること。また、ごみの減量を心がけた消費行動を行ない、排出抑制に努めること。

(参考) 既に実施している他市の状況

市名	人口	世帯	対象	戸別収集	家庭系(単位:円/枚)					事業系(単位:円/枚)				導入時期	備考
					45 ^円	40 ^円	30 ^円	20 ^円	10 ^円	5 ^円	45 ^円	40 ^円	20 ^円		
北海道 帯広市	170,907人	77,247世帯	燃やすごみ 燃やさないごみ		120	90	60	30					自己処理 (市は収集しない)	平成16年10月	
北海道 釧路市	186,409人	87,663世帯	可燃ごみ 不燃ごみ		100	75	50	25					自己処理 (市は収集しない)	平成17年4月	
北海道 函館市	296,547人	138,774世帯	燃やせるごみ 燃やせないごみ		80	60	40	20	10				自己処理 (市は収集しない)	平成14年4月	シール併用
埼玉県 秩父市	72,706人	26,091世帯	可燃ごみ 不燃ごみ		50 35 ^円		40 25 ^円	20 15 ^円		110 60 ^円				平成8年7月	
東京都 武蔵野市	132,515人	67,809世帯	燃やすごみ 燃やさないごみ		80		40	20		250		110		平成16年4月	事業系の資源物は有料袋で排出(30 ^円 /枚)
東京都 日野市	170,703人	73,766世帯	可燃ごみ 不燃ごみ		80		40	20	10	300		100		平成12年10月	事業系は1回に2袋まで プラ容器包装は不燃 資源も戸別収集
東京都 八王子市	533,374人	224,974世帯	可燃ごみ 不燃ごみ		75		37	18	9			130		平成16年4月	事業系は1回に2袋まで
東京都 昭島市	110,929人	47,857世帯	可燃ごみ 不燃ごみ 商品プラ		60		30	15	7		60	30	15	平成14年4月	事業系は1回に2袋まで
福岡県 福岡市	1,390,747人	643,797世帯	燃えるごみ 燃やさないごみ 空きびん ペットボトル		45	30		15					自己処理 (市は収集しない)	平成17年10月 現在準備中	

